

JEMAI 環境ラベルプログラム 統合に伴う料金移行措置に関して

一般社団法人産業環境管理協会

統合版 JEMAI 環境ラベルプログラムの導入に伴い新しい料金制度が採用されました ([JR-14-01 料金規程](#) 参照)。

しかし、従来からエコリーフプログラムに参加しており、登録件数の少ない事業者様において、登録公開料金が大きく上がる場合があるため、このような負担を低減する事を目的にした宣言単位料金を設定しました。

統合プログラム宣言単位料金（エコリーフ移行措置）

- ◆ **対象事業者：2017年3月末時点でエコリーフラベルを公開しており、かつ公開数（累計ではなく、2017年3月末時点で公開されている件数）が1～5件の事業者。**
- ◆ この宣言単位料金適用時期は統合プログラム参加時点からとする。
- ◆ 2020年3月末までの移行期間中は、1宣言あたり5万円（税抜）、2020年4月以降は、1宣言あたり10万円（税抜）とする。
- ◆ 1事業者の統合プログラムにおける宣言単位料金を使用できる宣言登録数は累計20件までとする。20件を超える場合は、統合プログラムの製品売上単位料金に移行する。なお、累計20件に満たなくても製品売上単位料金への移行は可能。しかし製品売上単位料金に移行後は、宣言単位料金を選択することはできない。
- ◆ 登録公開数の増減は問わず、統合プログラムで宣言単位料金を適用している間の従来プログラムの登録公開料金は従来のラベル単位料金とするが、統合プログラムで製品売上単位料金に移行した後は、以下の2通りから選択することも可能：
 - ① 統合プログラムと従来プログラムの宣言を合わせた製品売上単位料金
 - ② エコリーフプログラムの登録公開料金は従来のラベル単位料金、統合版プログラムの登録公開料金は統合版プログラムの製品売上単位料金
- ◆ 1宣言の中に、製品型番が特定出来ないもの、もしくは複数の製品型番を含むものは宣言単位料金の対象外とする。（1宣言1製品を基本とする）